

(様式2)

公共施設見直し計画の概要

1 計画の趣旨

既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた抜本的な見直しを進めるため策定した公共施設の見直し方針に基づき、本方針で対象とする施設の今後の方向性を表す公共施設見直し計画（以下、「見直し計画」という。）を作成して、各施設の見直しを進めます。

2 計画の対象

市が保有する行政財産のうち、公共用財産を対象とします。

（ただし、個別の再配置計画等により見直しを行うこととしている学校、保育所、幼稚園、公営住宅、病院及び道路は除く。）

※ 公共用財産：一般に広く市民が利用することを本来の目的とするもの

3 計画の内容

公共施設の見直し方針に基づき、対象とする施設を分類し、施設分類別見直し方針の視点や、それぞれの施設の状況等を考慮して、今後の方向性等を示しています。実施年度は、平成31年度までに取組を完了することを目指して設定しています。また、市が引き続き設置することとした施設は、管理形態の見直し、使用料の見直し及び減免規定等の見直しを行います。